施行日と引渡し時期に注意しましょう。

●資力確保措置の義務付け -

→ 平成21年10月1日 から → 平成20年 4月1日 から

●保険法人の指定および紛争処理



法律のうち保険法人の指定および紛争処理に関する 規定は平成20年4月1日から、資力確保措置の義務 付けに関する規定は平成21年10月1日から、それぞ れ施行されます。

新築住宅の売主等は、平成21年10月1日以後は、各 基準日(毎年3月31日と9月30日)において、その基 準日前10年間に引き渡した新築住宅の戸数に応じて 資力確保措置を講じておく必要があります。

経過措置として、平成21年10月1日の施行日から10年を 経過するまでの間は、施行日から各基準日までの間に引き 渡した新築住宅の戸数に応じて資力確保措置を講じておけ ばよいとされています。

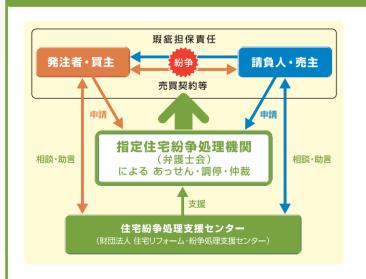


保険加入の準備

保険加入には基礎や躯体などの工事中に保険法人の検査を 受ける必要があるため、着工前に申し込む必要があります。 引渡しが平成21年10月1日以降になる予定の住宅は、あら かじめ保険を申し込んでおくことが必要です。また、工期の延 長や売れ残りにより引渡し時期がずれ込む可能性も考慮して おくことをおすすめします。



■ 保険契約を締結した住宅の紛争処理について (平成20年4月1日に施行)



保険に加入している新築住宅において、 請負人・売主と、発注者・買主との間で紛 争が生じた場合、指定住宅紛争処理機関(弁 護士会)による紛争処理手続(あっせん、 調停または仲裁)を利用することができ



修: 国土交通省住宅局住宅生産課/総合政策局建設業課・不動産業課

TEL.03-5253-8111(代表) URL http://www.mlit.go.jp/

発行(連絡先):(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター

TEL.03-3261-4567(代表) URL http://www.chord.or.jp/

PRINTED WITH SOY INK

新築住宅を販売する

す

か ?

新築住宅を供給する事業者の方への大切なお知らせ



保険加入や保証金の供託が必要な方へ

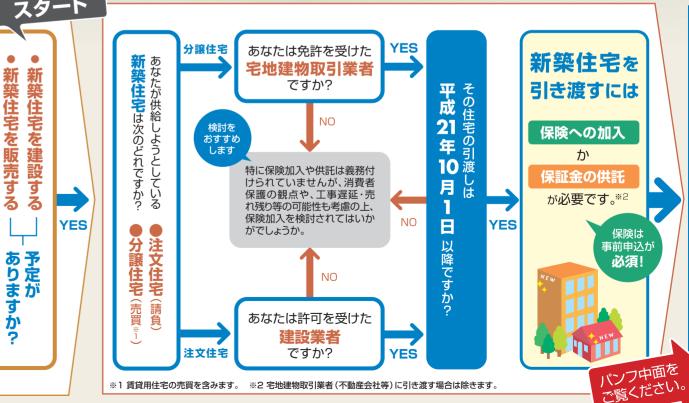
平成21年10月1日から、新築住宅の引渡しに、資力確保措置(保険への加入または保証金の供託)が義務付けられます。

住宅瑕疵担保履行法

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律





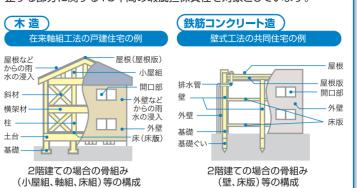


監修:国土交通省住宅局住宅生産課/総合政策局建設業課・不動産業課

新築住宅の発注者や買主を保護するため、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する 法律(住宅瑕疵担保履行法)が平成21年10月1日に施行され、新築住宅の請負人や売主に 資力確保措置(保険への加入または保証金の供託)が義務付けられます。

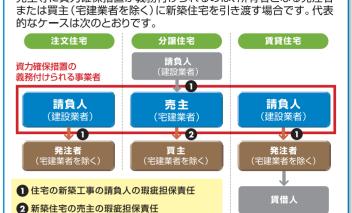
対象となる瑕疵担保責任の範囲

住宅瑕疵担保履行法では、構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防 止する部分に関する10年間の瑕疵担保責任を対象としています。



義務付けの対象事業者

売主等に資力確保措置が義務付けられるのは、所有者となる発注者 的なケースは次のとおりです。



住宅瑕疵担保履行法により建設業者・宅建業者の方に義務 付けられる主な内容

保険への加入義務 または 保証金の供託義務

新築住宅*の請負人である建 設業者および売主である宅建 業者(以下「売主等」といいま す。)に、保険または供託によ る瑕疵担保責任の履行のため の資力確保措置が義務付けら れます。



組合せも可能

売主等は、保険への加入、保 証金の供託、いずれかにより 資力確保措置を講じること はもちろん、戸数の一部は保 険に加入し、残りは供託する というように、組み合わせる こともできます。



1年以内で人が住んだことのないものを

保険への加入について

保険(住宅瑕疵担保責任保険)への加入とは?

新築住宅の売主等が、国土交通大臣の指定 する保険法人との間で保険契約を締結し、 瑕疵が判明した場合、その補修費用等が保 険金によりてん補される制度です。

なお、保険は右記の条件を満たす必要があ

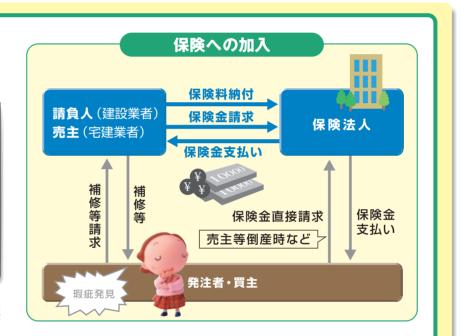
発注者・買主による直接請求

売主等が倒産していて補修が行えない場合 等は、発注者や買主は、保険法人に直接保険 金を請求することができます。

保険契約の条件

- 1. 売主等が保険料を支払うものであ ること
- 2. 売主等の瑕疵担保責任の履行によ る損害をてん補すること
- 3. 売主等が相当の期間を経過しても 瑕疵担保責任を履行しない場合に は、発注者もしくは買主の請求に
- 基づき損害をてん補すること . 保険金額が2.000万円以上である
- 5. 10年以上の期間有効な契約である こと 等

(備考)保険法人について 国土交通大臣が、保険法人の業務に必要な損害 保険及び建築に関する知見を有する法人を指定



保証金の供託について

供給戸数

供託する保証金の額

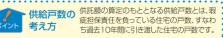
保証金の供託とは? □

引き渡した新築住宅に瑕疵 が判明した場合、売主等が自 ら補修するのが原則ですが、 倒産などにより補修が困難に なった場合に備えて、現金や 有価証券等を法務局などの 供託所に預け置く制度です。

供託された 保証金の取扱い

供託された保証金は、一定の 条件を満たした時に新築住 宅の発注者や買主からの請 求により必要な金額が還付さ れます。

(超~以下)		
1	2000万円 ×戸数	
1 ~ 10	200万円 ×戸数+ 1800万円	
10 ~ 50	80万円 ×戸数+ 3000万円	
50 ~ 100	60万円 ×戸数+ 4000万円	
100 ~ 500	10万円 ×戸数+ 9000万円	
500 ~ 1000	8万円 ×戸数+ 1億円	
1000 ~ 5000	4万円 ×戸数+ 1億4000万円	
5000~1万	2万円 ×戸数+ 2億4000万円	
1万 ~ 2万	1万9000円 ×戸数+ 2億5000万円	
2万 ~ 3万	1万8000円 ×戸数+ 2億7000万円	
3万 ~ 4万	1万7000円 ×戸数+ 3億円	
4万 ~ 5万	1万6000円 ×戸数+ 3億4000万円	
5万 ~ 10万	1万5000円 ×戸数+ 3億9000万円	
10万 ~ 20万	1万4000円 ×戸数+ 4億9000万円	
20万 ~ 30万	1万3000円 ×戸数+ 6億9000万円	
30万 ~	1万2000円 ×戸数+ 9億9000万円	
(例)2000戸の場合 4万円×2000戸+1倍4000万円=2倍2000万円		



保証金の供託 請負人(建設業者) 供託所(法務局) 売主(宅建業者) 修等請 還付請求 環付 売主等倒産時など 発注者・買主

保証金の供託

保険加入、供託が済んだ後も 年2回の届出が必要です

保険契約の締結状況 および保証金の供託の 届出義務

建設業者は許可を受けた国土交通大臣 または都道府県知事に、宅建業者は免 許を受けた国土交通大臣または都道府 県知事に対して、年2回の基準日(3月 31日と9月30日) における保険契約の 締結および保証金の供託状況を届け出 なければいけません。

この届出を行わない場合、基準日から 50日目以降、新築住宅の請負契約や売

買契約を新たに締結する ことはできなくなります。



国土交通大臣または都道府県知事

届け出ない場合、新たな 売買契約等ができなくなります。

